

地震に強い住宅・建築物の確保による
緑豊かな田園文化のまちづくり

南幌町耐震改修促進計画

－ 概要版 －

平成 2 2 年 3 月

序	計画の目的と方法	1
I	南幌町の概況と地震想定	2
II	住宅・建築物の耐震化の状況	6
III	耐震改修促進のための課題	9
IV	基本方針	10
V	施策の展開方針	12
VI	重点的に取り組む施策	13

序 計画の目的と方法

① 計画の目的

南幌町耐震改修促進計画（以下「本計画」という）は、南幌町において大規模地震が発生した場合にそなえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律[※]」に基づき、南幌町に存在する新耐震基準導入以前の既存建築物について、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進することにより、南幌町の安全なまちづくりを目指すことを目的とします。

※ 以下、耐震改修促進法と略称で記す。

② 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法（第5条7項）に基づく計画です。

計画策定にあたっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示）、北海道耐震改修促進計画（法定計画）を踏まえると共に、南幌町総合計画、地域防災計画など南幌町の上位計画、関連計画と整合を図り、定めます。

③ 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、南幌町の行政区域全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法の耐震基準（昭和56年6月1日施行）の適用以前に建てられた既存の住宅・建築物とします。

④ 計画期間

計画期間は、国の目標年次及び道の計画期間に合わせ、平成22年度から27年度末までの6カ年とします。

なお、社会情勢等が大きく変化するなど計画の見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行うものとします。

⑤ 策定体制

本計画は、産業建設課で素案を作成し、南幌町耐震改修促進計画策定委員会の審議・了承を経て策定します。

I 南幌町の概況と地震想定

(1) 南幌町の沿革

① 自然条件

南幌町は、北海道の中央西部にある空知管内の西南端に位置し、道都札幌市まで約25Km圏内の石狩低地帯の泥炭地帯にできた田園都市です。

一級河川の夕張川、千歳川、石狩川に囲まれており、昭和11年の夕張川の河川切替工事前は、度重なる水害に悩まされてきました。

② 社会条件

市街地周辺において、昭和50年以降、北海道住宅供給公社により、みどり野団地などの大規模な住宅団地の開発が行われ、平成21年までに1,742区画が分譲されています。

また、晩翠・南幌地区に2つの工業団地をもち、製造業を中心とした軽工業の集積を図っています。

図 南幌町の位置



(2) 災害で避難の困難な方

高齢者が世帯の中にいる世帯が年々増え続けている一方、高齢者と同居している世帯（高齢者同居世帯）は横ばい状況にあり、高齢者のみで構成される世帯は増え続けています。

災害時には、高齢者のみの世帯の安否確認や避難の介助など、今後も増え続ける高齢者への配慮が必要です。

また、地震時の避難をする場合に、妊婦や乳児、障がい者や高齢者など、配慮や介助が必要と思われる人や、居住歴が浅かったり、外国籍の方など、災害に遭遇したとき、避難に困難をきたす可能性のある方も少なからずいるものと思われ、日頃からの情報提供などが求められます。

表 災害で避難の困難をきたす可能性のある方

対 象		対象数	備 考	
高 齢 者	老年人口（65歳以上） （下段：総人口構成比）	1,927人 (20.1%)	平成17年国勢調査	
		1,996人 (22.2%)	平成21年7月末住民基本台帳	
	高齢単身世帯	65歳以上	154世帯	平成17年国勢調査
		75歳以上	77世帯	平成17年国勢調査
	高齢夫婦世帯	両方65歳以上	270世帯	平成17年国勢調査
母 子	6歳未満の乳幼児がいる世帯	297世帯	平成17年国勢調査	
	6歳未満の人口	292人	平成21年7月末住民基本台帳	
	母子健康手帳交付者数	42人	平成20年	
障 が い ・ 介 護	障がい者手帳交付者数	496人	平成21年3月末現在	
	うち重度（身体1, 2級）	193人	平成21年3月末現在	
	要支援・要介護認定者数	311人	平成21年3月末現在	
	うち重度（要介護3～5）	109人	平成21年3月末現在	
登 録	災害時要支援 者登録人数	震度4	92世帯98人	平成21年1月26日現在
		震度5以上	161世帯233人	
転 入	転入者数	309人／年	平成20年4月1日～21年3月31日	
	外国籍者数	43人	平成21年7月末	

(3) 南幌町で想定される地震

① 想定される地震

南幌町において想定される地震で影響の大きいと考えられる地震は「石狩地震」、
「石狩低地東縁断層帯主部による地震」、「全国どこでも起こりうる直下型の地震」
の3種類と想定し、各地震の震度分布の想定と、それによる被害予測を行います。

表 想定地震とマグニチュード、平均震度

想定地震	内 容	平均震度 (役場周辺)
① 石狩地震	・地震調査研究推進本部の想定地震 ・海溝型、面震源、マグニチュード6.75	4.8 (震度5弱)
② 石狩低地東縁断層帯主部による地震	・日本の活断層図を基に仮定 ・内陸型、線震源、マグニチュード8.0	6.0 (震度6強)
③ 全国どこでも起こりうる直下型の地震	・中央防災会議想定直下型地震 ・直下型、マグニチュード6.9	6.0 (震度6強)

図 南幌町で想定される地震

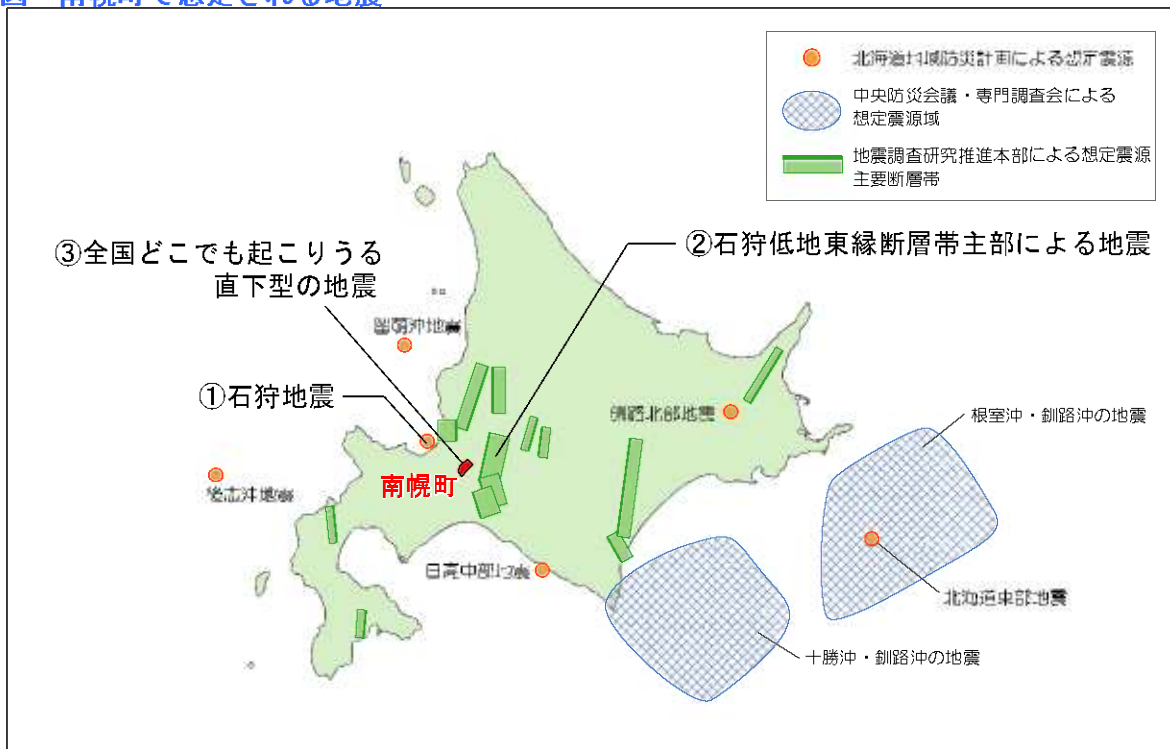


表 気象庁の震度階級と計測震度との関係

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	～4.5未満	4.5～5.0未満	5.0～5.5未満	5.5～6.0未満	6.0～6.5未満	6.5～

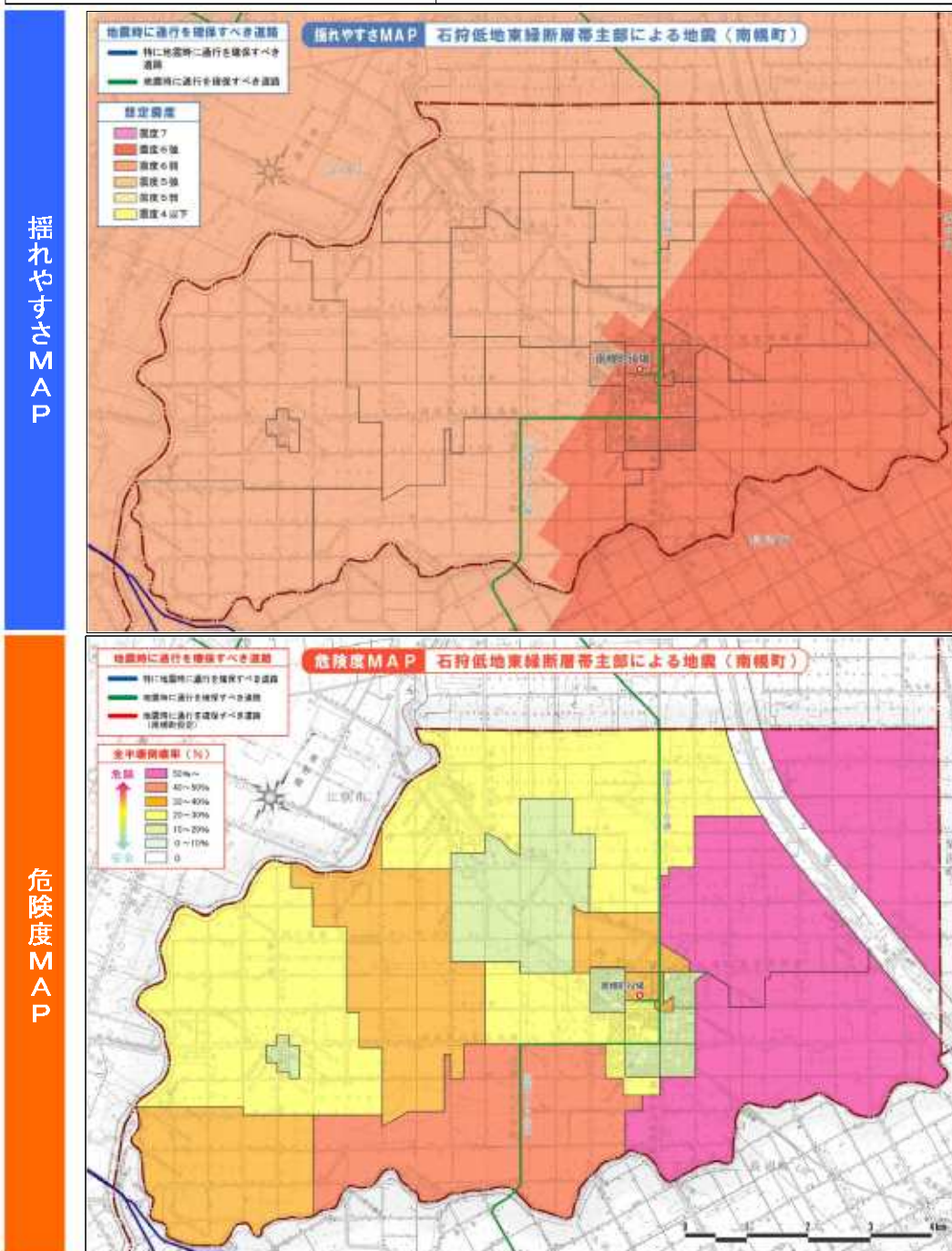
② 被害予測

南幌町で想定される地震のうち、最も大きな被害が予測される「石狩低地東縁断層帯主部による地震」について、具体的な地震振動を想定し、地震の到来に伴う建築物の被害を予測しました。

被害状況は、建築物全体の全壊棟数が212.5棟（全壊率6.0%）、半壊棟数が611.6棟（半壊率17.4%）、合わせて全半壊棟数が824.1棟（全半壊率23.4%）と想定されます。

■石狩低地東縁断層帯主部による地震

想定地震規模 M8.0	役場周辺震度 6.0（震度6強）
-------------	------------------



II 住宅・建築物の耐震化の状況

(1) 住宅の現況耐震化率の推計

昭和57年以降に建設され、建築基準法の耐震基準に適合している住宅の戸数は、世帯数と着工統計の動向から、平成21年度*では2,278戸（全住宅戸数の74.7%）と想定されます。

*平成21年の総世帯数を3,050世帯（平成17年国勢調査と住民基本台帳の関係から平成21年7月31日住民基本台帳より平成21年想定世帯数を算定）と設定し、平成17年度国勢調査値で住宅所有関係を按分し設定

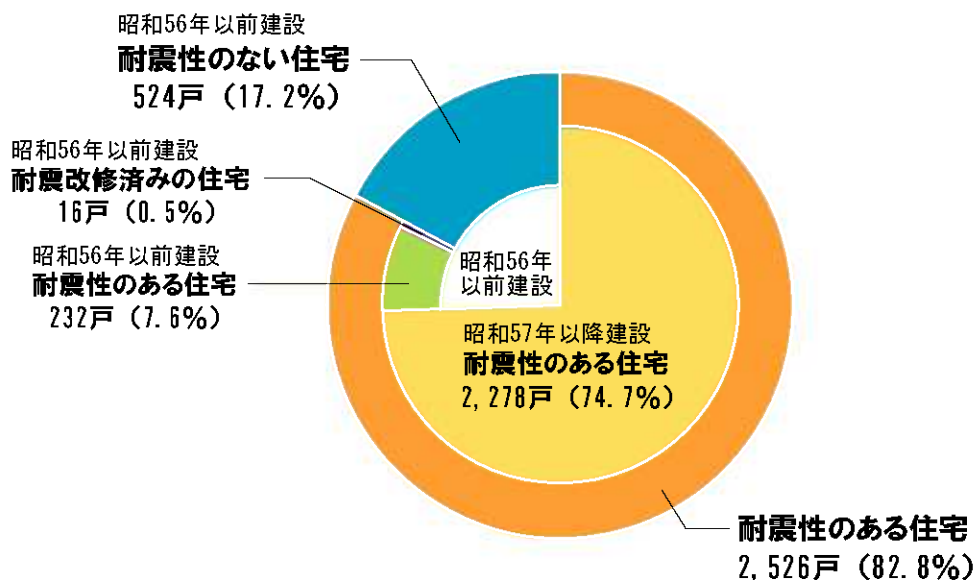
表 住宅建築物の現況耐震化率の推計

単位：戸

	総戸数	昭和57年以降建設	昭和56年以前建設			耐震化率	
			耐震性あり	自発的な改修	耐震性なし		
戸建て住宅	2,552	1,816	736	221	15	500	80.4%
共同住宅	498	462	36	11	1	24	95.2%
住宅合計	3,050	2,278	772	232	16	524	82.8%
構成比(%)	100.0%	74.7%	25.3%	7.6%	0.5%	17.2%	

総戸数：国勢調査、建築着工統計より推定
 昭和57年以降建設：国勢調査、建築着工統計より推定
 耐震性あり：昭和56年以前建設の住宅で、建設当初から現行基準の耐震性のある住宅
 =昭和56年以前建設×30%（30%：北海道調査36%より、本町は30%と設定）
 自発的な改修：自発的に耐震改修を行った住宅＝（昭和56以前建設－耐震性あり住宅）×3%
 （3%：住宅土地統計調査、住宅の耐震工事状況より、本町は3%と設定）
 耐震性なし：耐震性能の確保していない住宅

表 南幌町の住宅建築物の現況耐震化率（総戸数 3,050戸）



(2) 多数利用建築物・特定建築物

① 多数利用建築物

南幌町における、多数の者が利用する建築物*（以下「多数利用建築物」という。）の現況は、以下に示すとおりです。

民間施設には多数利用建築物が3件あります（耐震化率100.0%）。

町が管理する公共施設に多数利用建築物は、学校施設が5施設、病院・診療所が1施設、社会福祉施設が1施設、ホテル・旅館等が1施設、賃貸共同住宅が3施設、スポーツ施設が1施設、事務所等施設が2施設の合計14施設あります。その内、昭和56年以前に建設された耐震性のない建物は4施設あり、町の公共施設の多数利用建築物の耐震化率は71.4%です。

民間と公共施設を合わせた耐震化率は76.5%です。

表 多数利用建築物の現況

単位：施設

種 類	多数利用 建 築 物 総 数 A	S56以前の建築物		S57以降 の建築物 D	耐震性有 建築物数 E=C+D	耐震化率 F=E/A	
		B	内耐震性 あり C				
公共施設	学校	5	3	-	2	2	40.0%
	病院・診療所	1	-	-	1	1	100.0%
	社会福祉施設	1	-	-	1	1	100.0%
	ホテル・旅館等	1	-	-	1	1	100.0%
	賃貸共同住宅	3	-	-	3	3	100.0%
	スポーツ施設	1	-	-	1	1	100.0%
	事務所等	2	1	-	1	1	50.0%
公共施設 計	14	4	-	10	10	71.4%	
民間施設	病院・診療所	2	-	-	2	2	100.0%
	賃貸共同住宅	1	-	-	1	1	100.0%
	民間施設 計	3	-	-	3	3	100.0%
合 計	17	4	-	13	13	76.5%	

南幌町調べ（平成21年7月末）

② 特定建築物

耐震改修促進法において、「（第6条）地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（＝第8条の耐震関連規定）に適合しない建築物で同法3条2項の規定の適用を受けているもの（以下特定建築物という）の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない」としています。

II 住宅・建築物の耐震化の状況

南幌町には、現在、以下の特定建築物があります。

南幌町における特定建築物は、第1号が4件、第2号が5件、計9件が該当します。

表 南幌町の特定建築物の概要

区 分	公 共	民 間	合 計
多数の者が利用する特定建築物 (第1号特定建築物)	4件	0件	4件
危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物 (第2号特定建築物)	0件	5件	5件
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれ がある特定建築物(第3号特定建築物)	0件	0件	0件
合 計	4件	5件	9件

南幌町調べ(平成21年7月末)

(3) 町の多数利用建築物、避難所指定・災害時拠点建築物

町が管理する公共建築物(111棟)のうち、多数利用建築物は14棟(耐震化率71.4%)、避難所指定・災害時拠点建築物(多数利用建築物以外)は4棟(耐震化率75.0%)あります。多数利用建築物もしくは避難所指定・災害時拠点建築物は全部で18棟あり、耐震化率は72.2%となっています。

表 町が管理する多数利用建築物もしくは避難所指定建築物の耐震化の状況

種 別	総数 (a)	昭和56年以 前(c)		昭和57年以 降(b)	耐震化を図 る必要があ るもの(e) c-d	耐震化率 現 状 (b+d)/a	
			耐震性有又 は耐震改修 されたもの				
多数利用 建築物の み	計	14	4	0	10	4	71.4%
	学校	5	3	0	2	3	40.0%
	病院・診療所	1	0	0	1	0	100.0%
	社会福祉施設	1	0	0	1	0	100.0%
	ホテル・旅館等	1	0	0	1	0	100.0%
	賃貸共同住宅	3	0	0	3	0	100.0%
	その他	3	1	0	2	1	66.7%
避難所指 定、災害時 拠点建築 物 (多数利用 建築物を 除く)	計	4	1	0	3	1	75.0%
	学校	0	0	0	0	0	
	病院・診療所	0	0	0	0	0	
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	
	ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	
	賃貸共同住宅	0	0	0	0	0	
	その他	4	1	0	3	1	75.0%
合 計 (多数利用 建築物も しくは避難 所指定、 災害時 拠点建築 物)	計	18	5	0	13	5	72.2%
	学校	5	3	0	2	3	40.0%
	病院・診療所	1	0	0	1	0	100.0%
	社会福祉施設	1	0	0	1	0	100.0%
	ホテル・旅館等	1	0	0	1	0	100.0%
	賃貸共同住宅	3	0	0	3	0	100.0%
	その他	7	2	0	5	2	71.4%

※表中「避難所指定・災害時拠点建築物」数は、合計値の重複を避けるため、「多数利用建築物」に該当する施設を除いた数としています。

Ⅲ 耐震改修促進のための課題

① 総合的な地震対策の推進

住宅・建築物の被害は、死傷者発生的主要原因であるばかりではなく、出火・火災延焼、避難者の発生、救急活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となります。今後も大規模な地震に備え、住宅・建築物を含めた総合的な地震対策を進めることが求められています。

② 住宅・建築物の耐震化の推進

大規模地震にともなう人的被害の多くは、住宅・建築物の震動や倒壊によるものとされており、地震被害の軽減を図るためには、住宅・建築物の耐震化が必要です。

国、道では、住宅及び多数の者が利用する建築物を特定建築物と指定し、その耐震化率を平成27年までに9割にすることを目標としており、本町においても住宅・建築物の耐震化率の向上とその推進に向け、各種施策の充実を図る必要があります。

③ 多数利用建築物及び避難所指定・災害時拠点建築物の耐震化の推進

住宅・建築物の中でも、特に多数の者が利用する建築物や地域防災計画で避難所に指定されている施設、また災害時に拠点となる建築物などは地震や災害が起きた場合に対応できるよう、安全保安の観点から耐震化に努める必要があります。

本町における多数の者が利用する建築物は、民間施設が3施設、公共施設が14施設、合計17施設あり、そのうち学校など、4施設で耐震性がない、もしくは耐震性が確認されていません（耐震化率76.5%）。今後も積極的に耐震改修を推進する必要があります。

現在、本町の学校は、統廃合など、地域の特性を勘案した対応が検討されていますが、統廃合の方向を問わず、耐震化について速やかな対応が求められます。

④ 適切な耐震改修に向けた情報提供、技術者の技術力向上

主に町民が居住する住宅の耐震化が進まない要因として、「誰に相談して良いかわからない」「どうしていいかわからない」など、住民の不安に適切に対応できる体制や情報の不足、耐震診断・耐震改修に精通した信頼のおける技術者の不足が挙げられます。

町内には、昭和56年以前建設の民間住宅が多数あることから、その対応として、耐震改修の相談体制の確立、適切な情報提供、技術者の技術力向上など、町民に対し、耐震改修に向けた適切な情報提供と技術者の育成が必要です。

IV 基本方針

(1) 基本理念・基本目標

① 基本理念

本計画は、南幌町総合計画の理念を住宅・建築物の耐震化促進の視点から推進する施策とし、その基本理念を以下のとおり定めます。

“ 地震に強い住宅・建築物の確保による、
緑豊かな田園文化のまちづくり ”

② 基本目標

本計画の理念の実現を目指すため、南幌町の耐震改修の特性、課題を踏まえ、施策推進の骨格となる基本目標を、以下のとおり定めます。

基本目標1 地震に強い住宅・建築物の確保

地震による住宅・建築物の倒壊や二次被害などから、住民の生命、身体及び財産を保護するため、住民の耐震改修に関する相談の場を設け、耐震改修や地震避難活動に対する情報などを提供し、地震に強い住宅・建築物の確保を目指します。

基本目標2 耐震改修、地震防災に対する住民意識の向上

地震被害や住宅・建築物の耐震性能、耐震能力の向上について、住民の意識啓発を図り、耐震改修や地域防災に対する住民意識の向上を目指します。

基本目標3 耐震改修に係わる関連技術者の支援

耐震改修を促進するため、耐震に係る技術取得のための情報の提供や協力体制の充実を図り、耐震改修に係る専門技術者の人材育成やその基盤づくりを目指します。

基本目標4 特定建築物の耐震化の推進

多数の者が利用する建築物（特定建築物1号）について、北海道など関係機関と連携を図り、関連法令に基づく耐震化の推進を目指します。

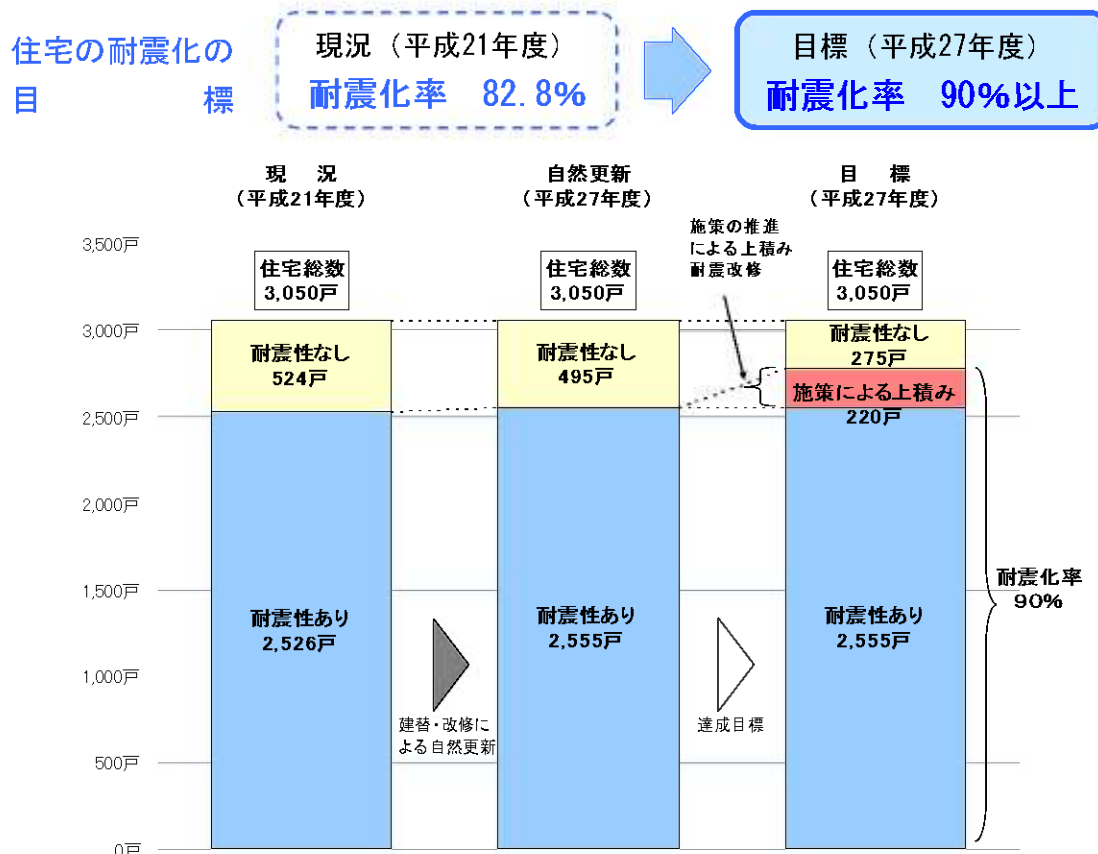
(2) 数値目標

南幌町が今後の石狩地震や石狩低地東縁断層帯（活断層）、直下型地震等が到来した場合、地震被害の危険性があるという実態を踏まえ、南幌町の住宅・建築物の耐震化目標は、国、道に準じ、各々90%以上を目標とします。

① 住宅の目標

現在、本町には3,050戸の住宅（平成21年推計値）があり、耐震性のあると推計される住宅は2,526戸（82.8%）となっています。

本計画では、平成27年までに現在の住宅3,050戸の住宅を対象として耐震化を推進することとし、その9割に相当する戸数の耐震化を目指します。



② 多数利用建築物の目標

多数利用建築物は、公共施設14棟、民間施設3棟の合計17棟あり、そのうち耐震性が確認されていない建築物（第1号特定建築物）は4棟で、耐震化率は76.5%です。平成27年度までにこれら4棟について耐震化もしくは耐震性の確認など、必要な対策を図ることとします。



V 施策の展開方針

基本目標 1 地震に強い住宅・建築物の確保

項 目	主な施策
①耐震改修に関する相談・情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、耐震改修に関する相談窓口の設置 広報、パンフレットによる耐震改修促進計画、特定建築物等の周知 町のホームページに耐震診断に関する情報を提供 北海道及び専門機関が行う相談窓口の紹介 北海道「北の住まい情報プラザ」「住まいのポータルサイトD○住まい」の紹介
②耐震改修、耐震診断を促進する支援環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 空知支庁及び南幌町による「戸建て木造住宅を対象とした耐震診断（無料）」の推進 住宅所有者等に対する耐震診断費用の助成の検討 住宅等耐震改修費用の助成の検討 住宅耐震改修減税のための診断改修証明の発行
③耐震性能のある住宅・建築物を取得しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 専門機関が行う「建物取引時における耐震性能の情報把握、説明」の紹介 北海道が行う「講習会等を通じた減税等制度の普及啓発等」の紹介
④地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物に対する指導の強化（所管行政庁（北海道））
⑤地震に強い市街地整備、安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請時における天井崩落対策の確認（大規模建築物：特定行政庁（北海道）） 窓ガラス等の落下物対策の実態調査及び所有者への指導 広報誌やパンフレット等を活用した総合的な建築物の安全対策の周知

基本目標 2 耐震改修、地震防災に対する住民意識の向上

項 目	主な施策
①地震情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 北海道作成「揺れやすさマップ」の公表 北海道に対する「地震危険度マップ」アドバイザーの派遣要請 南幌町地域防災計画関連資料の配布
②地震防災対策のための意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット等を活用した所有者等への普及・指導の強化 パンフレット等普及啓発ツールの配布 住民向けリフォームセミナー等の紹介 子どもを対象とした防災教育の導入の検討
③住民団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発ツールの住民等への配布 町内会活動との連携 普及啓発ツールの作成や情報提供に対する北海道の支援要請

基本目標3 耐震改修に係わる関連技術者の支援

項 目	主な施策
①耐震改修工法のための技術取得の支援	<ul style="list-style-type: none"> 北海道（北方建築総合研究所）「耐震診断・耐震改修工法及び住宅・建築物の地震防災対策に関する研究開発情報」の紹介 北海道「性能向上リフォーム講習会」、「性能向上リフォーム手引き」の紹介
②耐震改修を担う技術者の支援	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断・改修技術講習会の紹介（関連情報の紹介） 行政、地域住民、専門技術者による共同の体験学習、先進地視察の検討 北海道「講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページ）」の紹介
③住宅リフォーム活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> 北海道リフォーム推進協議会「各種消費者保護サービス」の紹介

基本目標4 特定建築物の耐震化の推進

項 目	主な施策
①特定建築物の所有者の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の耐震化の状況の公表 北海道「耐震改修促進法に基づく特定建築物の所有者に対する指導」との連携 北海道「建築基準法に基づく特定建築物の所有者に対する勧告又は命令」との連携
②北海道や関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 「全道建築物等地震対策推進協議会（事務局、北海道建設部建築指導課）」と連携した各種施策の推進
③町が管理する特定建築物の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町が管理する特定建築物（第1号）の耐震診断、及び耐震改修の実施の検討

VI 重点的に取り組む施策

耐震改修に取り組むにあたっては、住宅・建築物の耐震性の確保を目指すとともに、総合的なまちづくりの一貫として総合効果の期待できる施策を重点的に推進します。

- 民間住宅における高齢化施策との連携
- 小・中学校の耐震性の確保
- 災害対策の基本となる拠点施設の耐震性の確認

南幌町耐震改修促進計画

概要版

平成22年（2010年）3月

発行 南幌町
編集 南幌町産業建設課

〒069-0292

北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

TEL (011) 378-2121

FAX (011) 378-2131

<http://www.town.nanporo.hokkaido.jp>